

事務連絡
令和5年9月1日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を
改正する政令の公布について（通知）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙・別添のとおり薬事監視指導班長からの事務
連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和5年8月30日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長より別添写しのとおり通知
があったので、お知らせ致します。

写

薬生発 0830 第 2 号
令和 5 年 8 月 30 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 267 号）が公布されたことに
伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写
しのとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知されるよ
うお願い申し上げます。